



2018年第1回定例会（2018年2月21日）

君嶋ちか子県議（中原区選出）

一般質問と答弁

2月21日、君嶋ちか子県議が一般質問を行いました。
質問と答弁を一問一答形式に編集しました。

（文責 日本共産党神奈川県議団）

【君嶋県議】 日本共産党、君嶋ちか子です。神奈川県議会共産党議員団の一員として一般質問を行います。宜しくお願い致します。

《 1 》 神奈川県国民健康保険運営方針について

（1）法定外繰入金について

まず最初に、神奈川県国民健康保険運営方針について伺います。

第一に、法定外繰入金についてです。

神奈川県国民健康保険運営方針には、「決算補填等を目的とした法定外繰入は、本来国保の被保険者の保険料から賄うべき費用を広く住民全体から徴収しているものであり、削減すべき」との記載があります。これについては見直すべきと考えます。国民健康保険は、国民皆保険制度の土台ともいえますが、所得の少ない人が多く、社会保障として成り立たせるためには、公費の投入が避けられません。国の責任も第一義的に問われます。

国は今回、計3400億円の財政措置を講じましたが、十分ではありません。全国知事会は、保険料率引き下げのために一兆円の国庫負担の増額を求めています。この状況で決算補填等のための法定外繰入を否定するならば、保険料負担増が懸念されます。

昨年、日本共産党の代表質問に対して、「法定外繰入については市町村判断に任せる」との答弁がありましたが、今回の「削減すべき」との記載は、この答弁とも矛盾します。また、運営方針の中でも、保険料算定方式や賦課割合などについて市町村が決定するとなりました。法定外繰入についても同様の扱いとすべきです。

そこで知事に伺います。

市町村方針に大きく影響する運営方針に決算補填等を目的とした法定外繰入を「削減すべき費用」と明記することは、社会保障としての国民健康保険制度の役割を困難にするものであり、見直すべきと考えます。知事の見解を伺います。

【黒岩知事】 君嶋議員のご質問に、順次お答えしてまいります。初めに、神奈川県国民健康保険運営方針についてお尋ねがありました。

まず、法定外繰入金についてです。

市町村の国民健康保険特別会計において赤字が生じた場合、その補填は一般会計からの法定外繰入によって行われています。しかし、こうした法定外繰入は、本来、被保険者の保険料で担うべき国民健康保険の費用を住民全体の負担によって賄うこととなりますので、計画的、段階的に赤字を削減し、法定外繰入を解消していく必要があります。

県としては、県内市町村と協議を重ねた上でこうした方向性を国民健康保険運営方針に記載したものであり、その内容を見直すことは考えていません。

なお、国民健康保険制度を持続的・安定的に運営していくためには、適切な保険料負担の設定や医療費適正化の取組とともに、国の責任においてしっかりとした財政基盤を確立することが不可欠でありますので、引き続き国に強く働きかけてまいります。

(2) 医療を受ける機会の保障について

【君嶋県議】 次に、医療を受ける機会の保障についてです。

切実な問題の一つとして、保険料納入が困難になった場合に発行される短期保険証、資格証明書の問題があります。国保運営方針には、資格証明書発行の際には特別の事情の有無の把握をすること、また「通院または入院の事実により、一部負担金の支払いが困難である旨の申し出があった場合には、特別の事情に準ずる状況と認定する」と明記されました。医療を受ける権利の確保という点で一定の前進が期待されます。

今後市町村において「特別の事情」の確認が確実に行われ、医療費が10割負担となる資格証明書の発行に至らせない努力が行われているか、県として把握する必要があります。

また、短期保険証の交付基準や期間などの取り扱いは市町村によって様々であり、短期保険証の未更新、いわゆる留置きがかなりの数に上る市町村もあります。これに対しても医療を受ける権利の保障という点から、解消を市町村に働きかけることが必要です。

そこで知事に伺います。

保険料が払えない人に被保険者証が届かないことは、重篤化や命を奪うことに繋がります。資格証明書発行の際に「特別の事情」の確認を的確に行うこと、また短期保険証の期限が切れる前に更新を速やかに行うことが必要です。

この二点についての認識を伺います。

【黒岩知事】 次に、医療を受ける機会の保障についてですが、内容が詳細に渡りますので保健福祉局長から後ほど答弁させます。

【武井保健福祉局長】 医療を受ける機会の保障について、お答えを致します。

保険料の滞納が続いている被保険者に対しては、有効期限の短い短期保険証や、医療機関で医療費を全額いったん支払った上で自己負担額以外を市町村から償還してもらう資格証明書を発行する場合があります。

こうした短期保険証や資格証明書は、市町村の窓口での交付を通じて滞納者の自主的な納付を直接働きかけることを目的とするものですが、滞納者の中には保険料を払えない「特別な事情」がある方もいます。

こうした滞納者に対しては、滞納という事実のみで機械的な対応を行うのではなく、どのような事情があるかを十分に調べた上で、短期保険証や資格証明書を発行すべきか否かを判断するよう、市町村に対し助言・指導しているところです。

また、短期保険証の発行にあたっては、必要なときに医療機関で受診できるよう、有効期限内に発行するよう助言・指導を行っています。

県としては、今後とも市町村において適切な取り扱いが行われるよう必要な対応を行ってまいります。答弁は以上です。

君嶋県議の要望

【君嶋県議】 答弁ありがとうございました。

そうしましたら、意見要望を述べさせていただきますが、まず、国保につきましては社会保障制度が乱暴な取り立てや差し押さえを行うということがないように、よろしく願いしたいと思います。

《 2 》 県立高校改革について

(1) 全日制進学率について

【君嶋県議】二つ目に、県立高校改革について伺います。

第一に、全日制進学率についてです。

2000年から始まった前回の高校改革では、全日制計画進学率「93.5%」が示されています。今改革では計画進学率は示さないということですが、2017年度は90.7%で計画進学率に及ばないだけでなく、前年に比べても減っています。

2015年に「県立高校改革基本計画」が策定されました。その期間は2016年度～2027年度の12年間で、20ないし30校の県立高校の削減が計画されています。

計画終了の2027年の県内公立中学校卒業者は、2015年3月末に比べ6,315人の減少が見込まれています。この数字に2015年度調査による県内県立高校進学割合を当てはめると、県内県立高校進学者は3,571人減少することになります。これは7学級280名定員とすると、約13校分に相当します。

約13校分の減少予測に対し、県立高校20ないし30校削減計画は、明らかに更なる県立高校不足を招きます。全国最下位に近い全日制高校進学率をさらに引き下げることが必至です。

「県立高校改革実施計画（全体）」で、「全日制進学率の向上を図るため、必要な定員数を確保」するとしながら、一方で大幅な高校削減計画は理解に苦しみます。

そこで教育長に伺います。

前回の高校改革で示した計画に及ばず、低い進学率にとどまっているのが神奈川県の実態です。この背景・要因をどのように分析していますか。また、どのような方法で高校進学率の向上を図ろうと考えているのか、併せて伺います。

【桐谷教育長】教育関係についてお答えします。

全日制進学率についてです。

公立私立高校全日制への進学率は平成11年度に92%でしたが、23年度には88%まで減少し、その後増加に転じ、29年度は90.7%となっています。

こうした状況は経済環境などの様々な要因が関係しており、一概に特定できませんが、公立と私立で毎年行っている入学者の定員協議の中で、それまでの公立概ね6割という、率により公私の定員を割り振る方式から、平成24年度に公私それぞれが実現を目指す定員目標を設定する方式に変えて以来、進学率の上昇傾向が続いています。

一方、今回の県立高校改革では活力ある教育活動と学校経営を円滑に展開できるよう、各学校の施設規模などを踏まえた上で、学校規模を1学年6～8学級としていた従来の標準規模以上とすることを基本として、適正化を図ることとしています。

今後もこうした学校規模の適正化を図りながら、生徒数の動向に応じた必要な定員数を確保するとともに、公私が協調した定員協議により全日制進学率の向上を目指してまいります。

(2) 全日制中退数について

【君嶋県議】次に、全日制中退数についてです。

「平成28年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査（速報値）」によると、公立高校全日制中途退学者数は2016年度1,400人で、前年度より273人増え、2010年以降で最多となっています。2014年度1,126名、2015年度1,127名に比較しても増加が目立ちます。また公立高校全日制長期欠席生徒数も4,445人と、前年度に比べて618人も増加しています。

なお、中途退学者数は定時制については838人、通信制については618人です。合わせて2,856人の中途退学者数は深刻です。

この調査は、「1学年での中途退学者が多い」「進路変更や学校生活・学業不適応等の理由により中途退学している生徒が多い」ことを同時に指摘しています。細分化、特化された県立高校改革が、入学した生徒の思いとかけ離れ、進路変更もままならず、退学に至っているのではないかと危惧されます。

そこで教育長に伺います。

この顕著な中退者や長期欠席者の増加は、なぜ生じていると考えますか。また、それについての対策はどのように行われているのか、併せて伺います。

【桐谷教育長】次に、全日制中退数についてです。

公立高校の全日制の中途退学者は、平成18年度から27年度までの10年間で2,089人から1,127人、在籍生徒に対する退学率は1.79%から0.87%と概ね半減していましたが、28年度は1,400人、率にして1.07%と増加しています。

また、長期欠席者については、平成18年度の5,021人から25年度の3,282人まで減少していましたが、26年度から増加し、28年度は4,445人となっています。

中途退学等の増加については一時的なものなのか注視していく必要がありますが、議員お話の問題行動等の調査結果では、平成28年度の中途退学の理由で「もともと高校生活に熱意がない」や「学校の雰囲気合わない」「授業に興味がない」などが、27年度に比べ特に増加しています。

これらの退学に至った原因や背景は個別のケースにより様々ですが、例えば中学生に入学後の高校生活をイメージしてもらうことや、生徒が主体的に関われる授業への改善が十分でないといったことも、要因として考えられます。

こうしたことから、県教育委員会では中学生が自らの興味や関心、適性に応じた高校を選択できるよう、各校がこれまで以上に授業や部活動の体験会などを通じて高校生活の雰囲気を伝えていくことを促していきます。

また、入学後は学ぶ楽しさを感じられる授業の展開に一層取り組むとともに、学校生活を不安なく送れるよう、相談体制の充実など生徒支援に取り組んでまいります。

(3) 高校規模・学級数及び一学級生徒数について

【君嶋県議】次に、高校規模・学級数及び一学級生徒数について伺います。

今回の改革では適正規模の目安を設定していませんが、従来は1学年6ないし8クラスを標準としていました。

全国的には4ないし8クラスを基本としている県が多くなっていますし、都立高校校長協会は「学校大規模化は教育条件の悪化」に繋がるとの声明を出しています。

現場の先生からも、体育館の利用、全校的行事などを考えても6ないし8クラスが限度と聞いています。

学校数削減により、さらなるクラス数の増大、学校の大規模化を招くことは避けなければなりません。現在でさえ高校規模が全国で2番目に大きい神奈川県です。

一クラスの生徒数についても、実例を通じた指摘があります。現在、クリエイティブスクールについて先生方から一様に評価されている点は、30人学級です。行き届いた指導が可能になっているといえます。30人学級を他の高校でも実施してほしいとの声を聴いています。

そこで教育長に伺います。

少人数学級と学校の適正な規模は、学びの機会を保障するために確保されるべきです。そのためにも高校数の削減は行うべきではありません。

これについての認識を伺います。

【桐谷教育長】次に、高校規模・学級数及び一学級生徒数についてです。

県立高校改革実施計画では、県立高校として生徒に良好な教育条件と環境を確保するとともに、活力ある教育活動と学校経営を円滑に展開できるよう、学校規模の適正化を図ることとしています。

この学校規模の適正化については、1学年6～8学級としていた従来の標準規模以上とすることを基本としつつ、それぞれの学校や生徒の実情にも配慮して取り組んでいます。

例えば学び直しを必要とする生徒を支援するクリエイティブスクールなどについては、一学年6学級規模を標準として、少人数指導などの授業展開が可能となる学校規模としています。

今後も、少子化が進む中で学校規模の適正化を図りながら、生徒数の動向に応じた必要な定員数を確保した上で、県立高校の再編統合を進めてまいります。

（４）生徒の多様性を保障する教育について

【君嶋県議】次に、生徒の多様性を保障する教育についてです。

特色を強く打ち出し細分化された高校が、多様性の名の下に県下に散らばっています。しかし、これは生徒の多様性を保障するわけではありません。

15歳で自分の適性を見極め、極端に特化・細分化された高校を選択することは容易ではありません。多様化と称して高校に無理な特色づけを行うことが、生徒の適切な選択を逆に困難にしています。

また、仮に適切な選択が成り立ったとしても、その特色を有する高校は広範な地域に点在していますから、交通費や通学時間等の制約もあり、通えるとは限りません。

多くの生徒は中学校卒業時はまだ先を見通せず、入学後も成長・変化していきます。その変化に対応できるのは、極端に特化された高校ではなく、多様な生徒が学び、かつ一定の選択の幅がある高校です。

さらに問題は、この特化が格差を拡大させ競争教育を激化させることです。学力向上進学重点校をエントリー校として指定し、その成果に基づき新たな指定を行うとしています。一旦指定を受けた高校が指定を維持するためにどんなことを繰り返すかは、想像に難くありません。

「計画」では理数教育推進校やグローバル教育研究推進校を指定し、さらに文部科学省のスーパーサイエンススクールやスーパーグローバルハイスクールを目指すこととされ、ここにおいてもその指定を受けるために、生徒の状況を見ない教育が行われる可能性もあります。これらは予算配分や教育条件の整備という点でも、他の県立高校との公平性を大きく損ねます。

県立高校改革の謳い文句が想定していない生徒の貧困、将来に悩む姿、入学後、期待と現実の乖離をやめていく生徒、等の現実を直視すべきです。

文部科学省の政策や高校改革の言葉を先行させるのではなく、地域に根差した県立高校として、生徒の現実に教育は寄り添うべきです。

そこで教育長に伺います。

適正な学校規模を保ち、少人数学級により教師の労働条件も確保しながら、教師と生徒が十分向き合える環境をつくる、このような環境整備が県と教育委員会の仕事です。そこからそれぞれの生徒は適性を探り出し、飛躍していきます。確かな学力をより多くの生徒に培うことも可能となります。

無理な特色づくりを行うのではなく、全ての生徒にこのような教育環境を保障すべきと考えますが、その見解を伺います。

【桐谷教育長】次に、生徒の多様性を保障する教育についてです。

県立高校においては、例えば外国語が得意な生徒や学び直しの必要な生徒、外国につながる生徒など多様な生徒を受け入れていくことが必要です。そのためには、こうした生徒を受け入れていく高校を、通学範囲を考慮しながら適正に配置し、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばしていく教育が大切と考えています。

こうしたことから、生徒の幅広い学習ニーズや進路希望などに応えられるよう、引き続き県立高校改革に取り組んでいきます。

また、地域に根差した特色づくりを進める学校や県立高校改革実施計画により取り組む指定校などにおいては、それぞれの教育活動について指導内容や方法等を研究開発し、他の学校にその成果を普及していくことで県立高校全体の教育の質の向上を図っていくこととしています。

今後も、県立高校改革実施計画に基づき県立高校全体の教育力の向上を図るとともに、各学校の教育環境を整えてまいります。答弁は以上でございます。

君嶋県議の要望

【君嶋県議】 それから県立高校につきましては、規模の拡大前提にしたお話もされていましたが、規模の拡大を行わずに高校の削減を行わないということで、お願いしたいという風に思います。

《 3 》 津久井やまゆり園の運営等について

(1) 津久井やまゆり園再生基本構想について

【君嶋県議】 三つ目に、津久井やまゆり園の運営等について伺います。

第一に、津久井やまゆり園再生基本構想についてです。

津久井やまゆり園再生基本構想においては、「130 人すべての利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数を確保する」とし、「意思決定支援には数年単位の期間を要することから」「設計段階においては、千木良地域及び芹が谷地域何れについても、意思決定支援の状況に応じて施設規模を選択できるように設計する」としました。

また、2017 年 9 月からヒアリングを開始し、「2 年程度を経過した時点での利用者の選択の傾向を踏まえて入所定員を判断する」としています。

昨年 11 月の千木良、芹が谷の施設をそれぞれ 88 人の規模で設計するとの発表後、「希望する場所に住めるのか」という不安の声が寄せられています。

改めて、構想通り希望に応じた居住先が確保されることを確認したいと思います。

そこで知事に伺います。

一方の施設希望者が 88 人を超えた場合にどのような方法でその希望に応えるのか、方向性を示す必要があります。

基本構想で示された「意思決定支援の状況に応じて施設規模を選択できるように設計する」という考えは、どのような形で確保されるのでしょうか。その見解を伺います。

【黒岩知事】 次に、津久井やまゆり園の運営等についてお尋ねがありました。

まず、津久井やまゆり園再生基本構想についてです。

津久井やまゆり園の再整備にあたっては、千木良地域、芹が谷地域の各施設とも 11 人単位のユニットを最大で 8 ユニット整備できるように設計することにしておりまして、これにより両施設を合わせた設計上の施設規模は定員の 132 名を上回る 176 名となります。

このように余裕を持った設計を行った上で、意思決定支援開始から概ね 2 年後に各施設の規模を判断し、その後、速やかに設計の変更を行い、建設に着手することとしています。

こうした柔軟な整備手法により、意思決定支援に基づき利用者の希望を可能な限り実現し、できるだけ早期の入所が可能となるよう、施設の整備を行っていきます。

なお、千木良地域、芹が谷地域のいずれにおいても、同様の機能を有する施設を整備した上で専門性の高いサービスを提供してまいりますので、利用者の選択の結果がどちらかに大幅に偏ることはないものと考えています。

(2) 現在の津久井やまゆり園の状況について

【君嶋県議】次に、現在の津久井やまゆり園の状況についてです。

事件後、夜勤の二人体制を確保するようになったことは前進ですが、一方で日中体制がしわ寄せを受けているとの指摘があります。支援体制は常に余裕がないと、別の方からも聞いています。

職員数については、利用者数減少があるとはいえ、2016年7月1日164名に対し、2018年1月1日現在120名と減っています。また、職員の離職・転勤数は2016年度27人ですから、入れ替わりも少なくありません。

また、しばらくぶりに利用者の姿を見て、明らかに以前より痩せている人が多くて驚いたと、元利用者・家族及び元スタッフの方が心配していました。

事件以降に亡くなった方が多いとの話もあり、確認したところ5人の方の病死が報告されました。詳しい状況は把握していないとのことですが、長い間関わってきた方は「1年半の間に5人も！」と驚きを隠しませんでした。

これらの状況から窺えるのは、職員も利用者も大きなストレスを抱えているのではないかという懸念です。事件により突然悲惨な状況に投げ込まれ、転居、慣れない場所での生活、比重を増した意思確認など、嵐のように過ぎたこの一年半を振り返れば無理もありません。

超過勤務の支払いが十分ではないという話も聞きました。職場に問題があっても、労働組合がない職場で個人が公然と声を上げることは容易ではありません。また、指定管理者も運営上の問題を容易には施設所有者に明らかにできません。いわば現状では、問題を率直に提起することは困難な構造にあるといえます。

障がい者を支える仕事の大変な実態については、以前から私も問題としていますが、支援施設職場の過酷さが事件を生み出した一つの要因ではないかとの指摘は、少なからず存在しています。事件後、その過酷さが一層増していることも考えられます。

これらの特異な状況は、「指定管理者制度だから把握できない」として見過ごすわけにはいきません。

施設所有者である県が利用者と職員の実態に寄り添い、必要な支援を行う責任があります。

そこで知事に伺います。

現在の勤務体制と賃金の支払い状況のリアルな実態把握を県が行うとともに、利用者・家族の不安に応えるには、より充実した体制と対応が必要であると考えますが、その見解を伺います。

【黒岩知事】次に、現在の津久井やまゆり園の状況についてです。

津久井やまゆり園の指定管理業務については、事件後、指定管理者である社会福祉法人かながわ共同会から改善計画書が提出されています。

県ではモニタリングを実施し、この改善計画の実施状況を確認するとともに、県の運営状況についても法人との連絡を密にし、情報共有を図っています。

また、労働環境セルフチェック表の提出を求め、賃金の支払い状況など適正な労働環境が確保されているかについても、確認を行っています。

引き続きこうした取り組みを通じて、職員の勤務体制など指定管理業務の執行状況について確認してまいります。

また、利用者家族への対応についてですが、利用者の皆様にとって芹が谷園舎への移転は大きな生活環境の変化でしたが、職員の方々の尽力とご家族のご協力により、比較的早く落ち着いた生活に戻ることができました。

事件後中止していた園主催の行事にも徐々に取り組める体制ができ、昨年5月に再開した利用者の日中活動も、今月からはさらに充実が図られる予定です。

今後とも園の指定管理業務が適切に遂行され、利用者の方々が安心してサービスを受けられるよう、園の取り組みを支援してまいります。

君嶋県議の再質問

【君嶋県議】 答弁、ありがとうございました。

私の方から再質問を少しさせていただきます。

再質問の1点目は、津久井やまゆり園の運営に関わって賃金の支払い状況なども含めて県が関わるという風なお話あったかと思いますが、私どもいろいろ調べてみますと、東京とか神奈川の社会保険労務士会では労働条件審査という取組をしています。

これは、指定管理者制度などが増える中で、現場の仕事を日々担う指定管理者の職場が、もし労働環境などに問題があれば良質な市民サービスが期待できないというところから、こういった制度を用いて条件をチェックする、それからその改善のための提案をするなどの取組を行っているということです。

これはとても参考になると思いますので、先ほど賃金の支払い状況も確認するというお話あって、これは今までの対応より進んでいるという風に思いますので、今後も引き続き今までの管理の協定を超えた具体的な関わり方がもっと確保されるようにすべきだという風に考えますが、この点について伺います。

【黒岩知事】 再質問にお答えいたします。

津久井やまゆり園の件につきましては、保健福祉局長から答弁させます。

【武井保健福祉局長】 職員への賃金の支払いにつきまして、再質問がございました。

県では指定管理施設において適正な労働環境が確保されているかを確認するため、毎年度指定管理者に労働環境セルフチェック表の提出を求めています。

このチェック表には賃金の支払いについてのチェック項目もございまして、津久井やまゆり園においては時間外労働等に対して適切に対応していたことを確認しております。

なお、議員のご指摘については今後の参考とさせていただきたいという風に考えております。以上です。

君嶋県議の要望

【君嶋県議】 それから津久井やまゆり園につきましては、今後さらに賃金の支払い状況だけではなく、労働環境の確保という点で引き続き取り組んでいただきたいという風に思います。

《 4 》 加齢児の受け入れ体制について

【君嶋県議】 四つ目に、加齢児の受け入れ体制について伺います。

障がい児施設で18歳を超え、加齢児としてそれまでの施設に入所しているケースがあります。今年4月には経過期間の終了により、入所施設を出ることが求められていました。それが進まない中で、さらに33年3月末までは入所を可とする措置が示されました。

しかしながら、加齢児の場合給付費が低くなることもあり、障がい児施設が必ず受け入れるとは限りません。今も入所先の確保が切実な課題であることに変わりはありません。

このような経過の中で、現在、ある障がい児施設にお子さんが加齢児として入所している方から「相談しても県外の施設を紹介されるばかりで、県内については対象とされていない。面会などを考えても、是非県内の施設で受け入れてほしい」と、切実な声が寄せられています。このお子さんは強度行動障害があり、現状ではグループホームなどの対応は困難だろうと訴えていました。

2017年12月現在、加齢児として入所している方は県所管域施設で48名ということです。

一方、県立障がい者支援施設の定員682名に対し、在籍は619名にとどまっています。そこで知事に伺います。

障がい者支援施設における受け入れは障害特性等の配慮が必要であり、数だけの問題でないことは承知していますが、県立施設の空き状況を踏まえた入所調整など、当面の受け入れ態勢を整えることは喫緊の課題です。

また、引き続き一定数の加齢児は必ず見込まれるわけですから、今後の明確な県内受入方針が必要です。この二点についての認識を伺います。

【黒岩知事】次に、加齢児の受け入れ態勢についてお尋ねがありました。

児童福祉法の改正により平成24年度以降、18歳以上のいわゆる加齢児は、原則として障害児入所施設等の継続入所ができなくなりましたが、経過措置として平成30年3月末までは従来の措置が継続されています。

この法改正を受け、県では加齢児が成人向けのサービスへ円滑に移行できるよう、移行を支援するコーディネーターを配置する施設に助成を行うとともに、施設関係者や市町村、児童相談所などと継続的に協議を重ねてきました。

また、障がい特性などから民間施設での支援が困難な加齢児については、県立施設での受け入れも行い、平成24年度以降43名の加齢児を受け入れてきたところです。

県立施設では、強度行動障害など個室対応の必要な方が2人部屋を一人で利用するケースもあり、定員いっぱいまで受け入れるのは難しい状況にあります。引き続き、可能な限り入所できるよう調整していきます。

また、施設に入所している障害者の地域生活移行を積極的に支援し、真に施設利用が必要な加齢児が県内の成人施設に入所できるよう取り組んでまいります。

君嶋県議の再質問

【君嶋県議】再質問の2つ目は、先ほど加齢児の受け入れについても具体的な対応をしていただくということで、これも大変ありがたいことなのですが、この加齢児の対応については、いつごろまでを目途に当面の対応、それから今後の明確な受入方針ということで、いつごろまでの目途と、それから方法について伺いたいという風に思います。



【黒岩知事】加齢児の県内施設への受け入れ方針、再質問がありました。

加齢児の成人施設への移行にあたりましては、より住み慣れた地域の施設に移行できるよう県立施設で受け入れるとともに、県内の民間施設に対しても受入の依頼を行ってきました。

今後とも施設関係者や市町村、児童相談所などと連携しながら、県内の成人施設に移行が可能となるよう支援を行ってまいります。時期というものはできるだけ早く行っていきたいと考えています。これは以上です。

君嶋県議の要望

【君嶋県議】また、加齢児につきましても具体的になるべく早くの受け入れということで、当面の対応、そして今後の受け入れということをお願いしたいという風に思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

《 5 》 ヘルスケア・ニューフロンティア政策について

(1) 未病の捉え方について

【君嶋県議】最後に、ヘルスケア・ニューフロンティア政策について伺います。

第一に、未病の捉え方についてです。

未病については数年にわたり、言葉の普及を目的としたかのような取組が続いています。しかしながら、神奈川県この用い方は漢方の語源から言えば誤りとの指摘もあります。また、この言葉が使われている場面でも、わざわざ「未病」という言葉を用いなくても説明できる場合がしばしばです。

健康増進・健康づくりのための国や市町村のこれまでの取組にあえて未病という概念を持ち込み、経費や労力を必要以上に費やし、かつ県民や市町村に戸惑いを生じさせています。マイ未病カルテを初めとして、現在までに形作られている医療に関わる仕組みとは別の流れを持ち込むことは、無用な混乱を生じさせるとの懸念もあります。

さらに問題なのは、健康状態の把握などを自己診断に頼らせがちなことです。誤った自己診断による治療の遅れや感染の広がりを招くのではないかと警告が、専門家からもなされています。

この事業には、開発された医薬品などを購入して初めて恩恵が受けられるというものが少なくありません。住民にサービスを無償或いは低廉に広く保障するという行政の役割とは、逆の仕組みです。未病については、県民、また医療や公衆衛生など現場の意見がどれほど反映されているのか、また、このような用い方を誰が望んでいるのか甚だ疑問です。

そこで知事に伺います。

「未病の改善」という解かりにくい言葉の使用はやめて、現に機能している国・市町村の取組と連携を強め、保健予防、介護予防、健康増進などに取り組むべきと考えますが、その見解を伺います。

【黒岩知事】次に、ヘルスケア・ニューフロンティア政策について何点かお尋ねがありました。まず未病の捉え方についてです。

超高齢社会が圧倒的なスピードで進展し、2050年の本県の人口構造はこれまでと全く異なる逆ピラミッド型になると見込まれています。

もはや現在の社会システムを維持・持続することは困難な状況となり、新たな発想による社会モデルが求められています。

このためには、従来病気と健康、健康と病気かという二分論ではなく、健康と病気を連続的に捉え、個人の主体的な行動変容を促す未病コンセプトが重要となります。

国においても昨年 2 月に閣議決定された健康医療戦略に、新たに「未病」の考え方の重要性を明記するなど、同じ方向を目指しています。

県では県民の皆様一人ひとりの主体的な未病改善を促進するため、市町村と連携して、糖尿病をはじめとする生活習慣病や高齢者のフレイルなど、未病対策を進めています。

また、未病センターも県内に 29 カ所が設置され、これまでのべ 50 万人を超える方にご利用いただくなど、未病コンセプトは着実に広がりを見せています。

今後も県として未病改善の取り組みの一層の充実を図り、国民健康保険、介護予防、健康増進などの分野で幅広く市町村の取り組みを後押しし、県民の皆様の健康寿命の延伸に向けて、全力で取り組んでまいります。

(2) 最先端医療等を県が優先的に後押しすることについて

【君嶋県議】次に、最先端医療等を県が優先的に後押しすることについてです。

ヘルスケア・ニューフロンティア政策の主な柱として掲げている未病の項目では「未病産業研究会を軸に、未病改善のための商品やサービスの普及・拡大」、最先端医療・最新技術の項目では「関連産業の集積促進」、さらに国際展開の項目では「県内企業の国際展開を支援」などと掲げています。まさに、この政策が医療ではなく産業政策と言われるゆえんです。自治体の産業政策としては、現存する地域産業へのバランスが取れた支援が必須です。

最先端医療・最新技術がことさら強調されているこの政策は、県内産業を見渡した時に対象があまりに狭いと言わざるを得ません。この狭い範囲内の産業政策としての有効性も、問題です。

アメリカと日本を拠点に研究を進めている再生細胞医療の研究者に事情を聞きましたが、日本の水準は世界のトップクラスにあるということです。再生細胞医療については、軟骨や表皮などのシンプルなものから血管・神経・機能などを有する高度な肝原基などで事情は異なるといいますが、基礎研究の段階はほぼクリアし、問題は応用段階とのことでした。この段階では研究機関と企業との連携になりますが、リスクを抱えながら行える企業は少なく、研究費補助が必要とのことでした。

しかし、貴重な医療研究や開発の成果は、一自治体ではなく広く国民に還元されるべきものです。また、そのリスクを考えても、住民の暮らしを支えることを優先すべき自治体が真っ先に手がける対象ではありません。医療の研究開発は、国が責任をもって支えるべきです。

神奈川県が行おうとしているのは主に場の提供とのことですが、これが研究開発にとってどの程度有効かは明確ではありません。

このように、最先端医療の研究・開発は、自治体が行う事業としては少なくない問題点が指摘されるところです。

ちなみに 2016 年度決算では、事業費約 20 億円の内、約 14 億円近くの政策局所管事業は国庫負担なしで県単独に推し進めています。

そこで知事に伺います。

この事業の多くは、県単独に予算が組まれています。命や暮らしに関わる切実な課題があっても、他の分野には容易に県単独の予算が認められない中で、ヘルスケア・ニューフロンティア政策の柱でもある最先端医療・最新技術の取組を、これほど優先的に行う根拠は何でしょうか。見解を伺います。

【黒岩知事】次に、最先端医療等への県の取組についてです。

県では最先端医療最新技術の研究成果をいち早く実用化・産業化し、県民の皆様に還元することで健康寿命の延伸に繋げていく取組を推進しています。

特に、再生細胞医療関連産業は2012年には90億円の国内市場が、2050年には2.5兆円にまで成長すると見込まれるとともに、根本治療を可能とするなど有望な成長分野として期待されています。国でも早期の実用化に向けた法改正を行うなど、再生細胞医療関連産業の振興に力を入れています。

こうした動向を踏まえ、県では川崎市殿町地区に再生細胞医療の産業化拠点としてライフイノベーションセンターを公民共同で整備し、アルツハイマーなど難病の治療につながるような最先端医療・最新技術の実用化を促進しています。

さらに、再生医療とロボット技術を融合した脊椎損傷に対する研究など、最先端技術の実用化に向けたプロジェクトを国の資金も活用して進めています。

今後とも、国や産業界・市町村等と密接に連携しながら、最先端医療最新技術の早期実用化を図ることで経済のエンジンを回すとともに、早期にその成果を県民の皆様に届けてまいります。

(3) ヘルスケア・ニューフロンティア政策の見直しについて

【君嶋県議】次に、ヘルスケア・ニューフロンティア政策の見直しについてです。

2013年から年を追って拡大してきたこの事業は、2016年度で64人を擁し、部長以上を7人も配置する組織となりました。人件費も1年間5億円近くに及びます。

内容的にも、今まで述べたように、自治体として県民に広く施策を行き渡らせるという考えではなく、限られた人がサービスや商品を購入するという仕組みです。また、最先端医療など、自治体としてどこまで支援すべきかという問題もあります。

自治体の仕事としての正当性がこのように問われるこの事業に、これだけ多くの力が割かれていることは、他の部署へのしわ寄せなどが懸念されます。

そこで知事に伺います。

自治体行政として優先すべき事業が何であるかを、より県民の暮らしや健康などの実態に沿って見直すべきです。健診・学校給食・医療費無料化・介護予防促進への補助等の強化、及び子どもの貧困化を初めとした生活の困難に対する自治体としての具体的支援こそ必要です。

その点から、ヘルスケア・ニューフロンティア政策とその組織については見直すべきと考えますが、見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

【黒岩知事】最後に、ヘルスケア・ニューフロンティア政策の見直しについてです。

超高齢社会が進展し平均寿命が伸びていく中で、人生100歳時代が現実のものとなっています。特に本県は、全国屈指のスピードで高齢化が進むと見込まれています。

このように社会情勢が大きく変化していく中で、従来の政策だけでは課題解決が困難になっており、中長期的な視点に立った抜本的な改革を行い、新たな社会モデルを築いていくことが必要です。

ヘルスケア・ニューフロンティア政策は、未病の改善と最先端医療・最新技術の追究の融合など横断的な取り組みを進めるとともに、持続可能な新しい社会システムを創造するなど、超高齢社会の課題解決に不可欠な取組です。

このために国や市町村・企業・大学はもとより、WHOなど国際機関や海外アカデミアとも密に連携し、幅広い事業を進めています。こうした取り組みを着実に進めていくため、組織体制としては必要な人員を配置しています。

今後とも超高齢社会を乗り越えていくため引き続き私が先頭に立ち、全力で、ヘルスケア・ニューフロンティアの取り組みを進めてまいります。

私からの答弁は以上です。